

図書館から拓く「知る自由」

聖学院大学総合図書館長 土方 透

「図書館の自由に関する宣言」(1954年採択、1979年改訂)は、日本国憲法を基盤に、国民の「知る自由」に対し、図書館の任務・責任を宣言したものである。しかし、ひとくちに「知る自由」と言っても、最近では「宣言」が予定していたものとは別の事態が生じている。



1. 知る自由 = 圧力からの自由

一般に、「知る自由」は「積極的自由」と「消極的自由」の二つから論ずることができよう。前者は、国などに対して情報の提供を求める権利であり、後者は、国民が国家の妨害を受けずに自由に情報を受取る権利である(cf. アイザイア・バーリン『二つの自由の概念』)。これは、端的に言えば、国家の「圧力」からの自由を意味する、いわば伝統的な理解である。この理解においては、圧力の意図や目的、それを行う主体、被る客体がはっきりしている。しかし、今日の「知る自由」をめぐる圧力は、そうした明示的かつ単線的なものにとどまらない、より錯綜した様相を呈している。以下、いくつかの例を挙げていく。

2. 「圧力」の諸様相

1) 直喩的圧力

共産主義のバイブルであるマルクス、エンゲルスの『共産党宣言』(*Manifest der Kommunistischen Partei* (初版) 1848)は、1871年のパリ・コミュンを見たマルクスが、翌年その標題を「理由」(第4版への序文)を付して『共

産主義者宣言』(*Das kommunistische Manifest* (第4版) 1872)と改題した。にもかかわらず同書は、我が国だけではなく、多くの国で第一版の題を付して出版されている。

学問上の議論は別にして、すくなくとも、本書はそのような書名を持つ書物として、つまり原著者の改題の意図が反映されないかたちで、読者に提供されている。原題と翻訳題との照合さえ行えば原典の意図を知ることができるとはいえ、それを行わないであろう大方の読者は、原典を「知る自由」から遠ざけられている。

2) 暗喩的圧力

ロシア民話「大きなかぶ」は、大きな収穫物を農民が単独で収穫することができず、動物の手まで借りて収穫を実現するという話である。この物語には、登場人物を変えさせるいくつかのヴァリエーションが存在する。たとえば動物に代わって、兵士、その上官、さらに支配者(王)の手まで借りて収穫を実現するという版が存在する。これは、当時の社会主義思想のもとで、集団労働と階級を超えた団結を民話レベルから浸透させることが目されたものと考えられる。

しかし、それがなされた政治的意図の如何にかかわらず、この物語は、ひとたびそれがそのようなものとして出版されれば、ロシアの童話として、多くの国で読まれることになる。それは、外国のものであること、童話であることなどから、「正本」との異同が問われる可能性は低い。つまりオリジナルが描こうとする世界との距離は意識されにくい。「知る自由」が妨げられているという事態そのものを知ることは難しい。

3) 深層構造への圧力

グリム童話に代表される採話が、(そのつどの)社会通念ないし道徳的配慮から改竄されていることはよく知られている。たとえば、「灰かぶり Aschenputtel」(シンデレラ)

のなかで、ガラスの靴を無理矢理履かせるシーンは穏便に書き換えられ、兄2匹の子豚を殺され、その復讐として狼を殺して食した「3匹の子豚」の物語は、難を逃れた2匹の子豚と反省した狼による共存という平和バージョンに書き換えられている。

この圧力は、ある意味で（「平和・共存」という）普遍的な価値に通じうることから、指摘されはしても問題とはなりにくい。しかし、文化人類学の成果は「未開社会」に通底する独自の秩序や構造を発見し、その構造こそ人間をその深層から律するものであることを明らかにした。今日における物語・神話の研究はそれゆえに意味がある。人間はその発生以来、こうした物語・神話とともに、「人間」として存在してきたのである。したがって、こうした改竄は、人間の根本に深層から（見えないかたちで）影響を及ぼすことが考えられる。仮に人間が、その根本において因果応報（「やったらやられる」）という深層構造に律せられているとしよう。さらに近代は、その構造のうえに法制度を成り立たせ、因果応報を、私怨による復讐ではなく、法による可罰という制度として展開しているとしよう。その場合、その深層構造に「現在のモラル」が無自覚に介入する（「やってもやられない」）ことによって生ずる結果については、いまだ証明はされていないが、深刻であることが予想される。これは、もはや「知る自由」の問題というより、その自由を行使する人間主体の存立構造に関わる事態である。

4) 情報過多という圧力

以上3つは、なんらかのかたちで情報の獲得が制限ないし制御されている例である。したがって、情報の獲得に対する障壁の突破が問題となる。しかし、その一方で、現代社会においては、情報の過多がのしかかってくる。情報の豊穡たる海のなかで、そのすべてを扱うことはできず、なんらかのかたちで取捨選択が余儀なくされる。「知る自由」の処理能力を超えた過多が、「知る自由」に圧力をかける。その過多のまえに、われわれは情報を獲得すると同時に、情報を排除しなくてはならない。判断可能なレベルにまで情報を限定していくことが、「知る自由」の可能条件となる。

この過多による圧力は、情報そのものの過多というだけでなく、その情報の取捨を行う基準の過多というかたちで、倍加される。すなわち、いくつもの基準がさまざまな理由と傍証を示しながら、名乗りを上げる。われわれは情報の取捨選択に先立って、その取捨選択を可能にする基準そのものを取捨選択しなくてはならない。

このように情報の過多は、知る自由そのものに対する困難を意味するだけでなく、「知る自由」を実行する基準そのものを知ることに困難を導くこととなる。情報の獲得に対する障壁の突破が問題となる先の例とは異なり、情報の過多が「知る自由」にもたらず圧力から逃れる手立ては、見えてこない。

3. 図書館の働き

以上のような状況下で、図書館がさまざまな圧力とその背景をそのつど明らかにし、「正しきもの」を提示することは不可能であるといつてよい。しかし図書館は、正しき情報へのアクセスやアプローチの可能性を示すことはできる。よく言われるリテラシーの提供である。それは、「内容」や「価値」の提示ではなく、「手続き」の提供であり、上述した、さまざまな圧力に抗することではなく、つねに他のヴァージョン、他の解釈を指し示すことである。テキストの改変・ヴァリエーションについては別のテキストを指し示し、選択の圧力については複数の選択の仕方を提示する。常なる別様性・比較可能性の提供であり、その不断の展開である。

4. 「知る自由」の現実化

「知る自由」とそれを取り巻く圧力をまえに、図書館の働きをこのように考えることは、ある意味で消極的なものと映るかもしれない。「宣言」で謳われている「知る自由」が確保されているか否か直接吟味することをせず、また「知る自由」の内容の確定に直裁に与することもないからである。

しかし、図書館がつねに別の可能性、複数の選択肢を提供し続けるのであれば、一方向に向かわされることのない多角的な判断が導かれうる。これは、確たる「自由」に至る道筋を示すものではないが、自由への接近のサポートであり、プロセスのなかで自由へ通じる途を指し示すものである。

「知る自由」に押し寄せるさまざまな問題点の波間をかいくぐりながら、さらに知る途を切り開いていく。結局、これが「知る自由」をめぐる入り組んだ諸状況をまえに、かかる自由をかりうじて実現しうるやり方ではないだろうか。図書館は、そうした途を提供できる機関であり、かつまたそうあるべきであろう。「知る自由」を保障し、守り抜くために、図書館から「知る自由」を拓くのである。

（ひじかた・とおる）